

互助会報



第77号

発行：一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会
〒030-0802 青森県青森市本町五丁目1番5号
TEL017-723-6527 FAX 017-723-5619



表紙写真：五所川原市芦野公園

contents

令和5年度事業計画及び収支予算の概要	2
収支予算	3
事務局からのお知らせ	4
令和5年度福祉互助会会員研修旅行について	6
年金者連盟からのご案内	7

会員の動き

現職会員	5,278名
退職会員	5,392名
継続会員	166名
配偶者会員	73名
合計	10,909名
(令和5年3月31日現在)	

令和5年度事業計画及び収支予算の概要

1 市町村等の数

市	町	村	一部事務組合等	計
10	22	8	29	69

2 会員の数

	現 職 会 員		退 職 会 員 等 (人)	合 計 (人)
	会員数 (人)	加入率 (%)		
令和3年度末実績	5,659	55.5	6,043	11,702
令和4年度末推計	5,274	52.2	5,628	10,902
令和5年度末推計	5,030	49.8	5,175	10,205

3 評議員・役員の数

評 議 員	理 事	監 事	計
10名	9名	3名	22名

4 掛金の標準報酬月額に対する割合（財源率）

$$\frac{5}{1,000}$$

5 事業の種類

（単位：千円）

項 目	事 業 計 画 額	概 要
事 業 費	医療給付費	138,291 60歳以上70歳までの退職会員とその配偶者等に、医療機関別に健康保険適用の自己負担額から、1件当たり5,000円を控除した額を給付
	退会給付費	37,338 現職会員が死亡した時、任意での退会の申し出をした場合に給付
	表彰費	9,000 1年間医療給付を受けなかった退職会員等に、記念品を贈呈
	研修旅行助成費	3,000 退職会員及び配偶者会員に対し、福祉互助会が企画した国内・海外研修旅行に参加した場合に助成金を支給
	互助会報発行費	2,250 年2回、全会員に互助会報を配布
計	189,879	

収 支 予 算

令和5年度収支予算は下表のとおりで、経常収益合計225,930千円、経常費用合計が241,739千円となり、当期経常増減額は15,809千円の当期損失金となる予定です。この当期損失金は正味財産から引かれ、令和5年度予算策定時点における令和4年度の正味財産期末残高は、314,703千円と見込んでおり、令和5年度の正味財産期末残高は298,894千円となる予定であります。



(単位：千円)

科 目		金 額	科 目		金 額
経 常 収 益	基本財産運用益	2	経 常 費 用	事業費	189,879
	受取掛金	135,143		医療給付費	138,291
	雑収益	90,785		退会給付費	37,338
				表彰費	9,000
				研修旅行助成費	3,000
				互助会報発行費	2,250
				管理費	51,860
				給料手当等	23,297
				委託費	2,284
		租税公課	13,979		
		その他	12,300		
合 計	225,930	合 計	241,739		
令和5年度当期経常増減額				△ 15,809	
令和5年度正味財産期末残高				298,894	



●医療費請求書

医療費請求書はホームページからダウンロードできます。1枚につき5件記入でき、裏面（注意書のシート）に記入上の注意が記載されています。用紙をご希望の方は当福祉互助会にご連絡いただければ郵送いたします。

●医療給付について

- 1 医療給付費の額は、療養及び訪問看護に要した費用から健康保険法その他国又は地方公共団体の法令に基づき支払われる額（附加給付等が行われる場合はその額を含む。）を控除した額が、1件につき5,000円を超えた場合（食事負担は除きます。）、その超えた額になります。ただし、100円未満の端数は切り捨てます。
- 2 一会計事業年度における給付の限度額は、本人及び配偶者それぞれ10万円となります。
請求の途中で限度額を超えた場合は、翌会計事業年度に有効期間内であれば差額請求できます。
- 3 翌会計事業年度に差額請求する場合は、10万円を超えた時の請求分をもう一度同じく記入し、領収書（コピー可）と一緒に提出してください。

※（例）前会計事業年度に下記請求分の10,000円が給付され限度額の10万円に達した場合は、医療費請求書にもう一度同じく記入し、領収書（コピー可）と一緒に提出しますと20,400円（35,400円－5,000円－10,000円＝20,400円）給付されます。

医療機関名	〇〇〇病院
受診年月	令和 4年 8月分
医療機関に支払った額	35,400 円

- 4 毎月15日までに医療費請求書を当福祉互助会が受付した分について、翌月の10日に送金いたします。（各該当日が休日等の場合は、その前日になります。また、5月と1月の送金日は20日です。）

5 当福祉互助会の「医療給付」に係る会計事業年度の令和5年度（令和5年4月給付分から令和6年3月給付分）は下表のとおりです。

医療給付の送金日		左記送金日の請求書受付締切日	
令和5年	4月10日	令和5年	3月15日
	5月19日		4月14日
	6月9日		5月15日
	7月10日		6月15日
	8月10日		7月14日
	9月8日		8月15日
	10月10日		9月15日
	11月10日		10月13日
	12月8日		11月15日
	令和6年		1月19日
2月9日		1月15日	
3月8日		2月15日	

※送金日は変更になる場合もあります。

●その他

- 1 医療費請求の有効期間は、診療月から2年間です。
- 2 高額療養費や21,000円以上の医療費の請求は、多数該当高額医療費や世帯合算に該当する事があり、確認のため連絡する場合があります。
- 3 退職会員が死亡された場合、配偶者の方が引き続き医療給付を受けるためには継続会員の手続きが必要となりますので、当福祉互助会にご連絡ください。
- 4 住所や給付金の受取口座が変更になった場合は、当福祉互助会にご連絡ください。
- 5 青森銀行とみちのく銀行の合併に伴う店名・店番号変更について

互助会報第76号でもお伝えしていますが、青森銀行とみちのく銀行の合併に伴い、店名・店番号が令和4年11月14日から令和5年6月19日まで一部変更されています。

退職会員が当福祉互助会に届け出ている医療給付の受取口座で、上記に該当する当福祉互助会の口座情報の変更は対応いたしますので、届出事項変更届の提出等は不要とさせていただきます。



令和5年度 福祉互助会会員研修旅行に ついて

今年度の会員研修旅行は国内コースを企画いたしました。ご案内させていただきます。



Aコース

北海道「絶景ハイライト紀行」4日間

旅行期間:令和5年8月21日(月)～令和5年8月24日(木)

Bコース

天橋立・天空の城竹田城・国宝姫路城4日間

令和5年9月11日(月)～令和5年9月14日(木)

Cコース

光の王国ハウステンボスと世界遺産「軍艦島・グラバー邸」長崎・福岡4日間

令和5年10月30日(月)～令和5年11月2日(木)

※旅行コース内容等詳細につきましては、同封のパンフレットをご参照ください。

【募集要項】

1 参加資格

退職会員（その配偶者含む）及び配偶者会員並びに継続会員とします。

年齢については70歳までとなりますが、会員とその配偶者のどちらかが70歳を超えていても、同伴する場合は参加できるものとします。

2 参加受付

参加受付は、同封のパンフレットによる「参加申込書」の郵送によるものとし、電話による受付はいたしません。

また、各コースとも締め切り前に定員に達した場合は、その時点で締め切りとなり、それ以降はキャンセル待ちとします。

3 助成金について

退職会員（配偶者は除く）及び配偶者会員に5万円を助成いたします。

退職会員（配偶者は除く）及び配偶者会員とも70歳までが助成金の対象となりますが、国内及び海外にかかわらず一度助成金の支給を受けた方は、以後5年間は助成を受けることができません。

退職会員の配偶者、継続会員は助成されません。

※配偶者会員とは、現職会員が掛金納付期間を満了する前に死亡した場合において、当該死亡した者の配偶者で引き続き加入することを申し出た者をいいます。

※参加資格や助成金等に関して不明な点は当福祉互助会事務局へ、旅行受付や内容等に関することはパンフレット記載の旅行会社へそれぞれお問い合わせください。

※今後の情勢によっては、旅行を中止する場合がございます。

青森県市町村職員年金者連盟
 〒030-0802 青森市本町五丁目1番5号 TEL 017-723-6528
 E-mail : a-nenren@cube.ocn.ne.jp

年金者連盟からのご案内

年金者連盟は、「全国市町村職員共済組合連合会」から年金を受給している方々の会員で組織している任意団体です。

主に、年金制度の改善運動と会員とその家族の福利厚生を目的として、昭和44年に設立し、現在の会員数は約5,000人となっています。

今後の事業を一層充実したものにするためにも、ひとりでも多くの方々のお力添えが必要です。

退職後の未加入者及びこれから退職し年金受給者となられる方々に年金者連盟に加入していただきたく、ご案内申し上げます。

①連盟への加入方法

市町村等を退職された方で年金を受給している方、または年金の受給資格を満たして退職したが年金の受給開始年齢に達していない方が会員になれます。

退職時または退職後に加入申込書を当連盟に提出していただきます。

加入申込書は電話・メール等でご連絡いただければ郵送いたします。

(共済組合HPからも加入申込書をダウンロードできます。)

なお、共済組合から年金決定通知書を送付する際にも加入申込書を同封しています。

②連盟の会費

★既年金受給者会員

初年度の会費は無料です。翌年度以降4月の年金から1年分控除となります。

翌年度からの会費は下記のとおりです。

- ・退職・老齢年金受給者…年金年額×千分の3.2
 - ・障害年金受給者……………年金年額×千分の1.8
 - ・遺族年金受給者……………年金年額×千分の1.8
- } (上限5,000円/下限1,000円)

★年金待機者会員

初年度の会費は無料です。翌年度以降、年金決定年度まで2,000円を連盟口座に振込していただきます。年金が支給されましたら自動的に既年金受給者会員となり、4月の年金から控除されます。

③連盟の主な事業

種 類	内 容
慶 祝 事 業	◆75歳になる会員に慶祝記念品の贈呈
福 祉 事 業	◆宿泊施設の利用助成（全国の市町村職員共済組合関連の施設等） 1泊3,000円（会員、配偶者・1人1年度につき延2泊まで） ◆団体傷害保険、団体疾病保険、団体介護保険、がん保険 保険料は団体割引で、生活の負担にならないよう安く設定しています。 ◆葬儀支援サービス（26.4万円（税込）から利用できます） ◆災害見舞金制度（非常災害により被害を受けられ、一定の要件に該当した場合） ◆青森市しんまちクリニックでの人間ドック受診特別割引（会員と配偶者） ◆医薬品、蜂蜜などの割引斡旋等 ◆各支部では、独自の事業として年1回の通常総会、会員研修会等を行っています。
広 報 事 業	◆広報紙「連盟だより」を年2回発行し、全会員に配付しています。 ◆2年連用版の手帳を全会員に配付しています。

APPLE PALACE AOMORI

ご宿泊料金

- ・シングルルーム
素泊まり 7,000 円
朝食付き 8,650 円
- ・デラックスシングルルーム
(1名様ご宿泊)
素泊まり 8,000 円
朝食付き 9,650 円
(2名様ご宿泊)
素泊まり 5,500 円
朝食付き 7,150 円
- ・和室 (2名様ご宿泊)
素泊まり 7,500 円
朝食付き 9,150 円
- ・ツインルーム又は
和室 (3～5名様ご宿泊) 素泊まり 6,000 円
朝食付き 7,650 円
- ・会席付きプラン又はフルコース付きプラン
(ツインルームご利用時) 13,650 円

消費税・サービス料込・おひとり当りの料金です。
お車の駐車代は一泊一台につき500円を頂戴いたします。



笑顔と温もりと優しさと
アップルパレス青森
青森市本町五丁目1-5 <https://apple-palace.com/>

ご予約・お問い合わせ先
TEL 017-723-5610
(宿泊課直通)